

昭和四十一年法律第三十二号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第九条)
第二章 基本方針(第十条―第十条の三)
第三章 求職者及び求人者に対する指導等(第十一―第十五条)

第四章 職業訓練等の充実(第十六条・第十七条)

第五章 職業転換給付金(第十八条―第二十三条)

第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等(第二十四条―第二十七条)

第七章 外国人の雇用の改善、再就職の促進等の措置(第二十八条―第三十条)

第八章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置等(第三十条の二―第三十条の八)

第九章 国と地方公共団体との連携等(第三十一条―第三十二条)

第十章 雑則(第三十三条―第四十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国が、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、労働に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に発揮され、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実並びに労働生産性の向上を促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的とする。

2 この法律の運用に当たっては、労働者の職業選択の自由及び事業主の雇用の管理についての自主性を尊重しなければならないが、また、職業能力の開発及び向上を図り、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲を高め、かつ、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するように努めなければならない。

(定義)

第二条 この法律において「職業紹介機関」とは、公共職業安定所(職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。)、同法の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行う者(基本理念)

第三条 労働者は、その職業生活の設計が適切に行われ、並びにその設計に即した能力の開発及び向上並びに転職に当たつての円滑な再就職の促進その他の措置が効果的に実施されることにより、職業生活の全期間を通じて、その職業の安定が図られるように配慮されるものとする。

2 労働者は、職務の内容及び職務に必要な能力、経験その他の職務遂行上必要な事項(以下この項において「能力等」という。)の内容が明らかにされ、並びにこれらに即した評価方法により能力等を公正に評価され、当該評価に基づく処遇を受けることその他の適切な処遇を確保するための措置が効果的に実施されることにより、その職業の安定が図られるように配慮されるものとする。

(国の施策)

第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、総合的に取り組まなければならない。

- 一 各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就業することを促進するため、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及及び雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保に関する施策を充実すること。
二 各人がその有する能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業紹介に関する施策を充実すること。
三 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能及びこれに関する知識を習得し、これらにふさわしい評価を受けることを促進するため、職業訓練及び職業能力検定に関する施策を充実すること。
四 就職が困難な者の就職を容易にし、かつ、労働力の需給の不均衡を是正するため、労働

者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な施策を充実すること。

五 事業規模の縮小等(事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止をいう。以下同じ。)の際に、失業を予防するとともに、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するために必要な施策を充実すること。

六 女性の職業及び子の養育又は家族の介護を行う者の職業の安定を図るため、雇用の継続、円滑な再就職の促進、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の雇用の促進その他のこれらの者の就業を促進するために必要な施策を充実すること。

七 青少年の職業の安定を図るため、職業についての青少年の関心と理解を深めるとともに、雇用の改善の促進、実践的な職業能力の開発及び向上の促進その他の青少年の雇用を促進するために必要な施策を充実すること。

八 高齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の円滑な実施の促進、再就職の促進、多様な就業機会の確保その他の高齢者がその年齢にかかわらずその意欲及び能力に応じて就業することができるようにするために必要な施策を充実すること。

九 疾病、負傷その他の理由により治療を受ける者の職業の安定を図るため、雇用の継続、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の促進その他の治療の状況に応じた就業を促進するために必要な施策を充実すること。

十 障害者の職業の安定を図るため、雇用の促進、職業リハビリテーションの推進その他の障害者がその職業生活において自立することを促進するために必要な施策を充実すること。

十一 不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態及び就業形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。

十二 高度の専門的知識又は技術を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下この条において同じ。)の我が国における就業を促進するとともに、労働に従事することを目的として在留する外国人について、適切な雇用機会の確保が図られるようにするた

め、雇用の改善の促進及び離職した場合の再就職の促進を図るために必要な施策を充実すること。

十三 地域的な雇用構造の改善を図るため、雇用機会が不足している地域における労働者の雇用を促進するために必要な施策を充実すること。

十四 職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策を充実すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、職業の安定、産業の必要とする労働力の確保等に資する雇用の改善の促進その他労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な施策を充実すること。

2 国は、前項各号に掲げる施策及びこれに関連する施策の充実に取り組むに際しては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営の基盤の改善、地域振興等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増大及び地域間における就業機会等の不均衡の是正を図るとともに、労働者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなつていない雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならない。

3 国は、第一項第十二号に規定する施策の充実に取り組むに際しては、外国人の入国及び在留の管理に関する施策と相まって、外国人の不法就労活動(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二十四条第三号の四イに規定する不法就労活動をいう。)を防止し、労働力の不適正な供給が行われないようにすることにより、労働市場を通じた需給調整の機能が適切に発揮されるよう努めなければならない。

(地方公共団体の施策)
第五条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、労働に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(事業主の責務)
第六条 事業主は、その雇用する労働者の労働時間短縮その他の労働条件の改善その他の労働者が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就業することができる環境の整備に努めなければならない。

2 事業主は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する援助その他の再就職の援助

を行うことにより、その職業の安定を図るよう
に努めなければならない。

第七条 事業主は、外国人（日本の国籍を有しな
い者をいい、厚生労働省令で定める者を除く。
以下同じ。）が我が国の雇用慣行に関する知識
及び求職活動に必要な雇用に関する情報を十分
に有していないこと等にかんがみ、その雇用す
る外国人がその有する能力を有効に発揮でき
るよう、職業に適應することを容易にするため
の措置の実施その他の雇用の管理の改善に努め
るとともに、その雇用する外国人が解雇（自己の責
めに帰すべき理由によるものを除く。）その他
の厚生労働省令で定める理由により離職する場
合において、当該外国人が再就職を希望する
ときは、求人の開拓その他当該外国人の再就職
の援助に必要措置を講ずるよう努めなけれ
ばならない。

第八条 厚生労働大臣は、前条に定める事項に
関し、事業主が適切に対処するために必要な指
針を定め、これを公表するものとする。
（募集及び採用における年齢にかかわらず均
等な機会の確保）

第九条 事業主は、労働者がその有する能力を有
効に発揮するために必要であると認められると
きとして厚生労働省令で定めるときは、労働者
の募集及び採用について、厚生労働省令で定め
るところにより、その年齢にかかわらず均等
な機会を与えなければならない。

第二章 基本方針

第十条 国は、労働者がその有する能力を有効に
発揮することができるようにするために必要な
労働に関する施策の総合的な推進に関する基
本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め
なければならない。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとす
る。

- 一 労働者がその有する能力を有効に発揮する
ことができるようにすることの意義に関する
事項
- 二 第四条第一項各号に掲げる事項について講
ずる施策に関する基本的事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働者がその
有する能力を有効に発揮することができるよ
うにすることに關する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成し、閣
議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成しよ
うとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意
見を求めるとともに、労働政策審議会の意見を
聴かなければならない。

5 厚生労働大臣は、第三項の規定による閣議の
決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公
表しなければならない。

6 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成するた
め必要があると認めるときは、関係行政機関の
長に対し、資料の提出その他必要な協力を求め
ることができる。

7 国は、労働に関する施策をめぐる経済社会情
勢の変化を勘案し、基本方針に検討を加え、必
要があると認めるときは、これを変更しなけれ
ばならない。

8 第三項から第六項までの規定は、基本方針の
変更について準用する。

（関係機関への要請）

第十条の二 厚生労働大臣は、必要があると認め
るときは、関係行政機関の長に対し、基本方針
において定められた施策で、関係行政機関の所
管に係るものの実施について、必要な要請をす
ることができる。
（中小企業における取組の推進のための関係者
間の連携体制の整備）

第十条の三 国は、労働時間の短縮その他の労働
条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態
又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれ
た待遇の確保その他の基本方針において定めら
れた施策の実施に関し、中小企業における取組
が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者
を構成員とする団体その他の事業主団体、労働
者団体その他の関係者により構成される協議会
の設置その他のこれらの者の間の連携体制の整
備に必要な施策を講ずるよう努めるものとし
る。

**第三章 求職者及び求人者に対する指導等
（雇用情報）**

第十一条 厚生労働大臣は、求人者と求職との迅速
かつ適正な結合に資するため、労働力の需給の
状況、求人及び求職の条件その他必要な雇用に
関する情報（以下「雇用情報」という。）を収
集し、及び整理しなければならない。

2 厚生労働大臣は、雇用情報を、求職者、求人
者その他の関係者及び職業紹介機関、職業訓練
機関、教育機関その他の関係機関が、職業の選
択、労働者の雇入れ、職業指導、職業紹介、職

業訓練その他の措置を行うに際して活用するこ
とができるように提供するものとする。

3 厚生労働大臣は、雇用情報の収集、整理及び
活用並びに利用のための提供が迅速かつ効果的
に行われるために必要な組織を維持し、及び整
備しなければならない。

（職業に関する調査研究）

第十二条 厚生労働大臣は、職業の現況及び動向
の分析、職業に関する適性の検査及び適応性の
増大並びに職務分析のための方法その他職業に
関する基礎的事項について、調査研究をしなけ
ればならない。

2 前条第二項の規定は、前項の調査研究の成果
（以下「職業に関する調査研究の成果」とい
う。）について準用する。

（求職者に対する指導）

第十三条 職業紹介機関は、求職者に対して、雇
用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供
し、かつ、これに基づき職種、就職地その他の
ことにより、求職者がその適性、能力、経験、技
能の程度等にふさわしい職業を選択することを
促進し、もつて職業選択の自由が積極的に生か
されるよう努めなければならない。

（求人者に対する指導）
第十四条 職業紹介機関は、求人者に対して、雇
用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供
し、かつ、これに基づき求人者の内容について指
導することにより、求人者が当該作業又は職務
に適合する労働者を雇い入れることを促進する
よう努めなければならない。

**（職業紹介機関は、労働力の需給の適正な均衡
を図るために必要であると認めるときは、求人
者に対して、雇用情報等を提供し、かつ、これ
に基づき求人者の時期、人員又は地域その他の求
人の方法について指導することができる。）**

第十五条 職業安定機関及び公共職業能力開発施
設は、労働者の雇入れ又は配置、適性検査、職
業訓練その他の雇用に関する事項について事業
主、労働組合その他の関係者から援助を求めら
れたときは、雇用情報、職業に関する調査研究
の成果等を活用してその者に対して必要な助言
その他の措置を行わなければならない。

第四章 職業訓練等の充実

第十六条 国は、職業訓練施設の整備、職業訓練
の内容の充実及び方法の研究開発、職業訓練指

導員の養成確保及び資質の向上等職業訓練を充
実するために必要な施策を積極的に講ずるもの
とする。

2 国は、労働者の職業能力の開発及び向上が効
果的に図られるようにするため、公共職業能力
開発施設が行う職業訓練と事業主又はその団体
が行う職業訓練とが相互に密接な関連の下で行
われるよう努めなければならない。

（職業能力検定制度の充実）

第十七条 国は、技術の進歩の状況、円滑な再就
職のために必要な職業能力の水準その他の事情
を考慮して、事業主団体その他の関係者の協力
の下に、職業能力の評価のための適正な基準を
設定し、これに準拠して労働者の有する職業能
力の程度を測定する制度を確立し、及びその充
実を図ることにより、労働者の職業能力の開発
及び向上、職業の安定並びに経済的社会的地位
の向上を図るよう努めるものとする。

第五章 職業転換給付金

（職業転換給付金の支給）

第十八条 国及び都道府県は、他の法令の規定に
基づき支給するものを除くほか、労働者がその
有する能力に適合する職業に就くことを容易に
し、及び促進するため、求職者その他の労働者
又は事業主に対して、政令で定める区分に従
い、次に掲げる給付金（以下「職業転換給付
金」という。）を支給することができる。

- 一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定
を図るための給付金
- 二 求職者の知識及び技能の習得を容易にする
ための給付金
- 三 広範囲の地域にわたる求職活動又は求職活
動を容易にするための役務の利用に要する費
用に充てるための給付金
- 四 就職又は知識若しくは技能の習得をするた
めの移転に要する費用に充てるための給付金
- 五 求職者を作業環境に適應させる訓練を行う
ことを促進するための給付金
- 六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める
給付金（支給基準等）

第十九条 職業転換給付金の支給に關し必要な基
準は、厚生労働省令で定める。

2 前項の基準の作成及びその運用に当たつて
は、他の法令の規定に基づき支給する給付金で
これに類するものとの関連を十分に参酌し、求

職者の雇用が促進されるように配慮しなければならない。

(国の負担)

第二十条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が支給する職業転換給付金に要する費用の一部を負担する。

(譲渡等の禁止)

第二十一条 職業転換給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む)により差し押える場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第二十二条 租税その他の公課は、職業転換給付金(事業主に対して支給するものを除く)を標準として、課することができない。

(連絡及び協力)

第二十三条 都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、職業転換給付金の支給が円滑かつ効果的に行われるように相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等

(再就職援助計画の作成等)

第二十四条 事業主は、その実施に伴い一の事業所において相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等であつて厚生労働省令で定めるものを行うおとすときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職を余儀なくされる労働者の再就職の援助のための措置に関する計画(以下「再就職援助計画」という。)を作成しなければならない。

2 事業主は、前項の規定により再就職援助計画を作成するに当たつては、当該再就職援助計画に係る事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。当該再就職援助計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 事業主は、前二項の規定により再就職援助計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければならない。当該再就職援助計画を変更したときも、同様とする。

4 公共職業安定所長は、前項の認定の申請があつた場合において、その再就職援助計画で定められた内容が再就職の促進を図る上で適当でないこと認めるときは、当該事業主に対して、その変更を求めることができる。その変更を求めた場合において、当該事業主がその求めに応じなかつたときは、公共職業安定所長は、同項の認定を行わないことができる。

5 第三項の認定の申請をした事業主は、当該申請をした日に、第二十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十五条 事業主は、一の事業所について行おうとする事業規模の縮小等が前条第一項の規定に該当しない場合においても、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に関し、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長に提出して、その認定を受けることができる。当該再就職援助計画を変更したときも、同様とする。

2 前条第二項の規定は前項の規定により再就職援助計画を作成し、又は変更する場合について、同条第四項及び第五項の規定は前項の認定の申請があつた場合について準用する。

(円滑な再就職の促進のための助成及び援助)

第二十六条 政府は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者(以下この条において「援助対象労働者」という。)の円滑な再就職を促進するため、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十二条の雇用安定事業として、第二十四条第三項又は前条第一項の規定による認定を受けた再就職援助計画に基づき、その雇用する援助対象労働者に関し、求職活動をするための休暇(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。)の付与その他の再就職の促進に特に資すると認められる措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うものとする。

(大量の雇用変動の届出等)

第二十七条 事業主は、その事業所における雇用量の変動(事業規模の縮小その他の理由により一定期間内に相当数の離職者が発生することをいう。)であつて、厚生労働省令で定める場合に該当するもの(以下この条において「大量雇用変動」という。)については、当該大量雇用変動の前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職者の数その他の厚生労働省令で定

める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 国又は地方公共団体に係る大量雇用変動については、前項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を含む。次条第三項において同じ。)は、当該大量雇用変動の届出前に、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知するものとする。

3 第一項の規定による届出又は前項の規定による通知があつたときは、国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出又は通知に係る労働者の再就職の促進に努めるものとする。

一 職業安定機関において、相互に連絡を緊密にしつつ、当該労働者の求めに応じて、その離職前から、当該労働者その他の関係者に対する雇用情報の提供並びに広範囲にわたる求人の開拓及び職業紹介を行うこと。

二 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。

第七章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置

(外国人雇用状況の届出等)

第二十八条 事業主は、新たに外国人を雇入れられた場合又はその雇用する外国人が離職した場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。次項において同じ。)、在留期間(同条第三項に規定する在留期間をいう。)その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出に係る外国人の雇用管理の改善の促進又は再就職の促進に努めるものとする。

一 職業安定機関において、事業主に対して、当該外国人の有する在留資格、知識経験等に応じた適正な雇用管理を行うことについて必要な指導及び助言を行うこと。

二 職業安定機関において、事業主に対して、その求めに応じて、当該外国人に対する再就職の援助を行うことについて必要な指導及び助言を行うこと。

三 職業安定機関において、当該外国人の有する能力、在留資格等に応じて、当該外国人に対する雇用情報の提供並びに求人開拓及び職業紹介を行うこと。

4 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。

3 国又は地方公共団体に係る外国人の雇入れ又は離職については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者は、新たに外国人を雇入れられた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知するものとする。

4 第二項(第一号及び第二号を除く。)の規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。

(届出に係る情報の提供)

第二十九条 厚生労働大臣は、法務大臣又は出入国在留管理庁長官から、出入国管理及び難民認定法に定める事務の処理に関し、外国人の在留に関する事項の確認のための求めがあつたときは、前条第一項の規定による届出及び同条第三項の規定による通知に係る情報を提供するものとする。

(法務大臣等の連絡又は協力)

第三十条 厚生労働大臣は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整等を図るため、法務大臣又は出入国在留管理庁長官に対し、労働に従事することを目的として在留する外国人の出入国に関する必要な連絡又は協力を求めることができる。

2 法務大臣又は出入国在留管理庁長官は、前項の規定による連絡又は協力を求められたときは、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求めに応じなければならない。

第八章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置等

(雇用管理上の措置等)

第三十条の二 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働

者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。

4 厚生労働大臣は、指針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くものとする。

5 厚生労働大臣は、指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

（国、事業主及び労働者の責務）

第三十条の三 国は、労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「優越的言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、優越的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

3 事業主（その者が法人である場合にあつては、その役員）は、自らも、優越的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならない。

4 労働者は、優越的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第三十条の四 第三十条の二第一項及び第二項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第三十条の八までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第三十条の五 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は

一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができ、

2 第三十条の二第二項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

（調停の委任）

第三十条の六 都道府県労働局長は、第三十条の四に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

2 第三十条の二第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第三十条の七 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十三号）第十九条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十条の六第一項」と、同法第二十条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十条の四」と読み替へるものとする。

（厚生労働省令への委任）

第三十条の八 前二条に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第九章 国と地方公共団体との連携等

第三十一条 国及び地方公共団体は、国が行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

（要請）

第三十二条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内において、多数の離職者が発生し、又はそのおそれがあるとき認めるときその他労働者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請（以下この条において「措置要請」という。）に基づき労働者の職業の安定に関し必要な措置を実施するときはその旨を、当該措置要請に係る措置を実施する必要があると認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該措置要請をした地方公共団体の長に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、措置要請に係る措置を行う必要があるかを判断するに当たつては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者その他の厚生労働省令で定められる者の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定により意見を求められた者は、その意見を求められた事実に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十章 雑則

（助言、指導及び勧告並びに公表）

第三十三条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、助言、指導又は勧告をすることができ、

2 厚生労働大臣は、第三十条の二第一項及び第二項（第三十条の五第二項及び第三十条の六第六項）において準用する場合を含む。第三十五条及び第三十六条第一項において同じ。）の規定に違反している事業主に対し、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれを従わなかつたときは、その旨を公表することができ、

（報告等）

第三十四条 厚生労働大臣は、第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じ、又はその職員に、事業主の事業所に立ち入り、関係者に対して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（資料の提出の要求等）

第三十五条 厚生労働大臣は、この法律（第二十七条第一項、第二十八条第一項並びに第三十条の二第一項及び第二項を除く。）を施行するために必要があると認めるときは、事業主に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（報告の請求）

第三十六条 厚生労働大臣は、事業主から第三十条の二第一項及び第二項の規定の施行に関し必要な事項について報告を求め、

2 都道府県知事又は公共職業安定所長は、職業転換給付金の支給を受け、又は受けた者から当該給付金の支給に関し必要な事項について報告を求めることができる。

（権限の委任）

第三十七条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（船員に関する特例）

第三十八条 この法律（第一条、第四条第一項第十四号及び第二項、第八章（第三十条の七及び第三十条の八を除く。）、第三十三条、第三十六条第一項、前条第一項並びに第四十一条を除く。）の規定は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員（次項において「船員」という。）については、適用しない。

2 船員に関しては、第三十条の二第三項から第五項まで、第三十三条、第三十六条第一項及び前条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十条の二第四項中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第三十条の四中「から第三十条の八まで」とあるのは、「第三十条の六及び第三十八条第三項」と、第三十条の五第一項、第三十条の六第一項及び前条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第三十条の六第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」と、第三十三

し、又はそのおそれがあるとき認めるときその他労働者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請（以下この条において「措置要請」という。）に基づき労働者の職業の安定に関し必要な措置を実施するときはその旨を、当該措置要請に係る措置を実施する必要があると認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該措置要請をした地方公共団体の長に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、措置要請に係る措置を行う必要があるかを判断するに当たつては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者その他の厚生労働省令で定められる者の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定により意見を求められた者は、その意見を求められた事実に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十章 雑則

（助言、指導及び勧告並びに公表）

第三十三条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、助言、指導又は勧告をすることができ、

2 厚生労働大臣は、第三十条の二第一項及び第二項（第三十条の五第二項及び第三十条の六第六項）において準用する場合を含む。第三十五条及び第三十六条第一項において同じ。）の規定に違反している事業主に対し、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれを従わなかつたときは、その旨を公表することができ、

（報告等）

第三十四条 厚生労働大臣は、第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じ、又はその職員に、事業主の事業所に立ち入り、関係者に対して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（資料の提出の要求等）

第三十五条 厚生労働大臣は、この法律（第二十七条第一項、第二十八条第一項並びに第三十条の二第一項及び第二項を除く。）を施行するために必要があると認めるときは、事業主に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（報告の請求）

第三十六条 厚生労働大臣は、事業主から第三十条の二第一項及び第二項の規定の施行に関し必要な事項について報告を求め、

2 都道府県知事又は公共職業安定所長は、職業転換給付金の支給を受け、又は受けた者から当該給付金の支給に関し必要な事項について報告を求めることができる。

（権限の委任）

第三十七条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（船員に関する特例）

第三十八条 この法律（第一条、第四条第一項第十四号及び第二項、第八章（第三十条の七及び第三十条の八を除く。）、第三十三条、第三十六条第一項、前条第一項並びに第四十一条を除く。）の規定は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員（次項において「船員」という。）については、適用しない。

条第二項中「第三十五條及び第三十六條第一項」とあるのは「第三十六條第一項」と、前条第一項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

3 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第二十條から第二十七條まで並びに第三十一條第三項及び第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する第三十條の六第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停について準用する。この場合において、同法第二十條から第二十三條まで及び第二十六條中「委員会」とあるのは「調停員は」と、同法第二十二條中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十一條中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む）」が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む）」と、同法第二十五條第一項中「第十八條第一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二號）第三十條の四」と、同法第二十六條中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、同法第二十七條中「この節」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十八條第三項において準用する第二十條から前条まで並びに第三十一條第三項及び第四項」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第三十一條第三項中「前項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十條の六第一項」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第三十八條の二 第六條から第九條まで、第六條（第二十七條を除く）、第三十條の四から第三十條の八まで、第三十三條第一項（第八章の規定の施行に関するものに限る。）及び第二項並びに第三十六條第一項の規定は国家公務員及び地方公務員について、第三十條の二及び第三十條の三の規定は一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二十五十七號）第二條第二號の職員を除く。）裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九號）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五號）第一條に規定する国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五號）第二條第五項に規定する隊員については、適用しない。（罰則）

第三十九條 第三十二條第四項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第二十七條第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第二十八條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第三十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
四 第三十六條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科す。

第四十一條 第三十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十一條の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（昭和四十八年一月一日法律第一〇七號）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一條中雇用対策法第二十一條の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
2 この法律による改正後の雇用対策法第二十一條の規定（離職に係る雇用量の變動に関する部分に限る。）は、同条に規定する雇用量の變動であつて、当該雇用量の變動に係る離職の全部がこの法律の施行（前項ただし書の規定による施行をいう。以下同じ。）の日以後であるもの

員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五號）第一條に規定する国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五號）第二條第五項に規定する隊員については、適用しない。（罰則）

について適用し、当該雇用量の變動に係る離職の全部又は一部が同日前であるものについては、なお従前の例による。
3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる雇用量の變動についての届出に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和六一年四月三〇日法律第四三三號）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附則（昭和六二年六月一日法律第四一〇號）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則（昭和六六年六月一七日法律第三四三號）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成九年四月九日法律第三二〇號）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成十年七月一日から施行する。

附則（平成一〇年九月二八日法律第一〇〇號）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一一年三月三十一日法律第二〇〇號）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二條から第四十九條までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一二年七月二六日法律第八七號）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中地方自治法第二百五十條の次に五條、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十條の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十條中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四條の規定（農業改良助長法第十四條の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十條、第一百六十三條、第一百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（国等の事務）

第五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)
第六十三号 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六十四号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)
第六十五号 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるものと並び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第六十一号 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成二十二年二月二日法律第一六〇号)抄
第一号 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日
 附則(平成二十二年五月二日法律第六〇号)抄
第一号 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

附則(平成十三年四月二五法律第三五号)抄
第一号 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第一条及び第六条の規定並びに次条(第二項後段を除く。)及び附則第六及び附則第十一号の規定(社会保険労務士

法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第二十三号の改正規定を除く。)並びに附則第十二号の規定は、同年六月三十日から施行する。
 (政令への委任)
第五号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。
 (罰則に関する経過措置)
第六号 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の施行前にした行為並びに附則第二号第三項及び第四号第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 附則(平成十四年二月二日法律第一七〇号)抄
第一号 この法律は、公布の日から起算して六月六日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中雇用対策法第三十二条を削り、第十二号を第十二号とし、第十号を第十一号とす

る改正規定、同法第七条の改正規定、同法第一章中同条を第十号とし、第六号の次に三条を加える改正規定、同法第六章の章名の改正規定、同法第二十四条第五項の改正規定、同法第三十一条第一項の改正規定(同項第二号中「第二十九条」を「第三十五条」に改める部分を除く。)、同法第三十条第二項の改正規定、同法第二十八条を削り、第二十七条を第三十一条とする改正規定、同条の次に三条を加える改正規定(第三十二条に係る部分を除く。)、同法第六章中第六号の次に一条を加える改正規定及び同法第六章を第五章とし、同章の次に一章を加える改正規定並びに次条、附則第六号及び第九号の規定 平成十九年十月一日
 (外国人雇用状況の届出等に関する経過措置)
第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に外国人(第一条の規定による改正後の雇用対策法(以下「新雇用対策法」という。))第八号に規定する外国人をいう。以下この条において同じ。を雇い入れている事業主は、平成二十年十月一日までに、厚生労働省令で定めるところにより、当該外国人に係る新雇用対策法第二十八号第一項に規定する事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。ただし、当該外国人が同号に掲げる規定の施行の日から平成二十年十月一日までの間に離職した場合については、この限りでない。
 2 国又は地方公共団体に係る外国人の雇入れについては、前項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を含む)は、平成二十年十月一日までに、政令で定めるところにより、前条第一号に掲げる規定の施行の際現に雇い入れている外国人に係る新雇用対策法第二十八号第一項に規定する事項を厚生労働大臣に通知するものとする。ただし、当該外国人が同号に掲げる規定の施行の日から平成二十年十月一日までの間に離職した場合については、この限りでない。

3 新雇用対策法第二十八条第二項(第三号を除く。)の規定は、第一項の規定による届出があった場合について準用する。
 4 新雇用対策法第二十九条の規定は、第一項の規定による届出及び第二項の規定による通知について準用する。
 5 新雇用対策法第三十三条の規定は、第一項の規定の施行について準用する。

6 第一項及び第二項並びに前項において準用する新雇用対策法第三十三条第一項の規定による厚生労働大臣の権限については、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
 7 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。
 (罰則)
第六号 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 一 附則第二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 二 附則第二条第五項において準用する新雇用対策法第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 (政令への委任)
第七号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

(検討)
第八号 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の雇用対策法及び地域雇用開発促進法の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
 附則(平成二十二年七月一五法律第七九号)抄
第一号 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一及び二 略
 三 第一条の規定(入管法第二十三条(見出しを含む。)、第五十三号第三項、第七十六号及び第七十七号の二の改正規定を除く。)並びに次条から附則第五号まで、附則第四十四号(第六号を除く。)及び第五十一条の規定、附則第五十三号中雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第四条第三項の改正規定、

この法律は、公布の日から起算して六月六日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 略
 二 第二条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九号、第十号、第十五号、第十六号第一項及び第十七号第一項の改正規定、同法第五十三号の次に一条を加える改正規定並びに同法附則に三条を加える改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定 平成十八年四月一日
 附則(平成一九年六月八日法律第七九号)抄
第一号 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中雇用対策法第三十二条を削り、第十二号を第十二号とし、第十号を第十一号とす

る改正規定、同法第七条の改正規定、同法第一章中同条を第十号とし、第六号の次に三条を加える改正規定、同法第六章の章名の改正規定、同法第二十四条第五項の改正規定、同法第三十一条第一項の改正規定(同項第二号中「第二十九条」を「第三十五条」に改める部分を除く。)、同法第三十条第二項の改正規定、同法第二十八条を削り、第二十七条を第三十一条とする改正規定、同条の次に三条を加える改正規定(第三十二条に係る部分を除く。)、同法第六章中第六号の次に一条を加える改正規定及び同法第六章を第五章とし、同章の次に一章を加える改正規定並びに次条、附則第六号及び第九号の規定 平成十九年十月一日
 (外国人雇用状況の届出等に関する経過措置)
第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に外国人(第一条の規定による改正後の雇用対策法(以下「新雇用対策法」という。))第八号に規定する外国人をいう。以下この条において同じ。を雇い入れている事業主は、平成二十年十月一日までに、厚生労働省令で定めるところにより、当該外国人に係る新雇用対策法第二十八号第一項に規定する事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。ただし、当該外国人が同号に掲げる規定の施行の日から平成二十年十月一日までの間に離職した場合については、この限りでない。
 2 国又は地方公共団体に係る外国人の雇入れについては、前項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を含む)は、平成二十年十月一日までに、政令で定めるところにより、前条第一号に掲げる規定の施行の際現に雇い入れている外国人に係る新雇用対策法第二十八号第一項に規定する事項を厚生労働大臣に通知するものとする。ただし、当該外国人が同号に掲げる規定の施行の日から平成二十年十月一日までの間に離職した場合については、この限りでない。
 3 新雇用対策法第二十八条第二項(第三号を除く。)の規定は、第一項の規定による届出があった場合について準用する。
 4 新雇用対策法第二十九条の規定は、第一項の規定による届出及び第二項の規定による通知について準用する。
 5 新雇用対策法第三十三条の規定は、第一項の規定の施行について準用する。

附則第五十五条第一項の規定並びに附則第五十七條のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）別表出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の項中「第二十條第四項（一）の下に「第二十一條第四項及びび」を加え、「第二十一條第四項」を削る改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成二十三年四月二七日法律第二六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二十七年九月一八日法律第七二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第三條、第四條及び第十九條の規定公布の日

（罰則に関する経過措置）
第十八條 この法律（附則第一條第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十九條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年三月三一日法律第一七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第七條の規定並びに附則第十三條、第三十二條及び第三十三條の規定 公布の日

（雇用対策法の一部改正に伴う経過措置）
第二十五條 前条の規定による改正後の雇用対策法第十八條（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する求職活動（当該求職活動に関し、前条の規定による改正前の雇用対策法第十八條の規定による給付金が支給されている場合における当該求職活動を除く。）又は役務の利用をした者について適用し、

施行日前に広範囲の地域にわたる求職活動をした者に対する当該求職活動に係る給付金の支給については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第三十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一條、第三條、第七條、第十條及び第十五條の規定並びに次條並びに附則第四條第一項及び第二項、第六條から第十條まで、第十二條（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八條第二項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四條並びに第四十六條の規定 公布の日
二 第六條、第八條及び第十四條の規定並びに附則第三條、第十三條、第二十四條から第二十六條まで、第二十九條から第三十一條まで、第三十三條、第三十五條及び第四十八條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

（処分、申請等に関する経過措置）
第七條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この附則又は附則第九條の規定に基づく政令で定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この附則又は附則第九條の規定に基づく政令で定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）
第八條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第九條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成三〇年七月六日法律第七一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三條の規定並びに附則第七條第二項、第八條第二項、第十四條及び第十五條の規定、附則第十八條中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九條中高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八條及び第三十八條第三項の改正規定、附則第二十二條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十條第二項の改正規定、附則第二十七條の規定、附則第二十八條中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四條第一項第五十二号の改正規定及び同法第九條第一項第四号の改正規定（平成十年法律第四十六号）の下に、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十條の規定 公布の日

（検討）
第十二條

3 政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の規定について、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、仕事と生活の調和、労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の労働者の職業生活の充実を図る観点から、改正後の各法律の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）
第二十九條 この法律（附則第一條第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第三十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成三〇年十一月四日法律第一〇二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和元年六月五日法律第二四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三條中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四條の改正規定並びに次條及び附則第六條の規定 公布の日

（準備行為）
第二條 第三條の規定による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「新労働施策総合推進法」という。）第三十條の第二項（新労働施策総合推進法第三十八條第二項の規定により読み替え適用する場合を含む。）に

（検討）
第十二條

規定する指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新労働施策総合推進法第三十条の二第三項から第五項まで（これらの規定を新労働施策総合推進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により行うことができる。

（中小事業主に関する経過措置）

第三条 中小事業主（国、地方公共団体及び行政執行法人以外の事業主であつて、その資本の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）以下であるもの及びその常時使用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）以下であるものをいう。次条第二項において同じ。）については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新労働施策総合推進法第三十条の二第一項（第五条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十七条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第二項において同じ。）中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、新労働施策総合推進法第三十条の四、第三十三條第二項及び第三十六條第一項（これらの規定を新労働施策総合推進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「第三十条の二第一項及び第二項」とあるのは「第三十条の二第二項」と、新労働施策総合推進法第三十五条中「並びに第三十条の二第一項及び第二項」とあるのは「及び第三十条の二第一項」とする。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六條第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一條第一項の規定により読み替えて適用する同法第五條第一項の規定により指名するあつせん員に係属している同法第五條第一項（同法第二十一條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）のあつせんに係る紛争であつて、新労働施策総

合推進法第三十条の四（新労働施策総合推進法第三十八条第二項及び前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する紛争に該当するものについては、新労働施策総合推進法第三十条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の政令で定める日において現に個別労働

関係紛争の解決の促進に関する法律第六條第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一條第一項の規定により読み替えて適用する同法第五條第一項の規定により指名するあつせん員に係属している同法第五條第一項のあつせんに係る紛争であつて、新労働施策総合推進法第三十条の二第一項に定める事項についての労働者と中小事業主との間の紛争に該当するものについては、新労働施策総合推進法第三十条の四（新労働施策総合推進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。